

平成30年度東大和市国民保護協議会議事録

1 日 程

平成31年2月20日（水）午前10時00分から午前11時00分まで

2 開催場所

東大和市役所 会議棟 第6、7、8会議室

3 出席委員

尾崎 保夫 会長
渡邊 豊 委員
若林 茂樹 委員
布澤 裕一 委員
小島 昇公 委員
真如 昌美 委員
塩賀 昭夫 委員
田代 雄己 委員
吉沢 寿子 委員
田口 茂夫 委員
直井 亨 委員
田村 美砂 委員
長嶋 光洋 委員
中村 裕 委員

（代理出席：伊藤 伸治 様）

植村 光明 委員

（代理出席：伊地知 修 様）

齋藤 一彦 委員
宮本 純也 委員
佐藤 永一 委員
小川 善徳 委員
星野 誠 委員
佐々木 榮子 委員
小林 紀久雄 委員

以上 22名

4 欠席委員

渡邊 洋子 委員
杉山 芳彦 委員
山本 密雄 委員
若月 剛 委員
井戸 明 委員
有村 章 委員

幾竹 絹子 委員

以上 8名

5 講演講師

渡邊 豊 委員

※自衛隊職員1名が随行で出席。

6 事務局職員

阿部 晴彦 (総務部長)

東 栄一 (総務部参事兼防災安全課長事務取扱)

根岸 浩之 (防災安全課防災担当主査)

鵜飼 佑哉 (防災安全課災害・防犯係主事)

以上 4名

7 配付資料

- (1) 平成30年度東大和市国民保護協議会次第
- (2) 平成30年度東大和市国民保護協議会座席図
- (3) 平成30年度東大和市国民保護協議会委員名簿
- (4) 東大和市における国民保護等に関する取り組み(報告)
- (5) 自衛隊講演資料
- (6) 東大和市国民保護計画(平成26年度修正版)

8 議題

- (1) 東大和市国民保護協議会長職務代理者の指名について
- (2) 東大和市の国民保護等に関する取り組みについて

9 公開・非公開の別 公開

10 傍聴者 0人

11 会議内容

(1) 開会

阿部総務部長から開会のあいさつがあった。

(2) 「東大和市国民保護協議会委員の任命について」

東大和市国民保護協議会委員の任期が平成30年12月14日をもって満了となったことから、この度新たに各委員の任期の更新をした。そこで、市長から出席委員に対して、名簿順に任命状の授与を行った。任命の進行については、阿部総務部長が執り行った。

(3) 事務局より報告

東総務部参事から、委員の出席状況の報告(委員28名中、出席21名。う

ち代理出席2名。)、及び配布資料の確認があった。

(4) 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。尾崎でございます。東大和市国民保護協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日頃より市政に対しご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本市では国の基本方針に基づきまして、国の法律や基本方針等に基づきまして、東大和市国民保護計画を策定し、その後も適宜計画の見直しを行うとともに、国や東京都をはじめとする関係機関の皆様と連携し、国民保護に取り組んでいるところでございます。

近年、北朝鮮情勢の動向に以前注視が必要となるなど、国民尾安全・安心を脅かす状況も見受けられます。こうした中、この後午前11時には、自然災害など有事の際に、国民向けの緊急情報を伝達するJアラートの訓練が、全国で実施される予定となっております。本日は、国民保護措置の取り組みについてお話をいただくこととなっておりますが、こうしたお話を参考にさせていただきながら、今後とも本協議会などを通じて、情報連絡を密にした取り組みを進めてまいりたいと考えております。

結びに、本日お集まりの皆様のご健勝を祈念し、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(5) 委員の自己紹介及び事務局の紹介

各出席委員の自己紹介を行った。また、事務局の紹介を行った。

(6) 議題1「東大和市国民保護協議会長職務代理者の指名について」

東大和市国民保護協議会条例第3条に、会長の職務代理について、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。」となっている。尾崎市長(会長)から、慣例により、東大和市国民保護協議会長の職務代理者に副市長の小島委員を指名した。

このことについて、出席者全員の拍手により承認された。

(7) 議題2「東大和市の国民保護等に関する取り組みについて」

東総務部参事より資料に基づき以下のとおり報告を行った。

それでは、まずお手元にお配りした冊子の「東大和市国民保護計画」につきまして、若干ご説明いたします。本計画は、平成16年に施行された国民保護法に基づきまして、平成19年5月に策定し、その後27年3月に修正を加えたものでございます。外国からの武力攻撃事態や大規模テロ等に際し、国民の保護のための措置を、この区域内での確かつ迅速に実施するため、平素からの備えや対処等について、定めた計画でございます。

本日、この計画の内容の説明は割愛させていただきますが、1点、本計画の55ページから59ページにわたり、市の各部課で分掌する業務が一覧で

示されております。この計画策定後に市の組織規則等の改正により、部及び課の名称変更、課の新設、来年度の課の廃止などが反映されておられません。これらの修正につきましては、他の項目の修正に合わせて別の機会に行う予定ですのでご承知置きいただきたくお願いいたします。

次に、東大和市における国民保護等に関する取り組み（報告）をご覧ください。平成29年4月から平成31年2月現在までの期間における、東大和市の国民保護等に関する取り組みをまとめたものです。

まず1番・2番・5番・7番につきましては、東京都で定期的に開催されます区市町村の国民保護担当者会議に参加したものです。各区市町村での国民保護計画の見直しや武力攻撃等に伴う対応の確認及び訓練等の報告を行っております。

3番につきましては、東京都で開催された区市町村国民保護図上訓練の報告会に担当者が参加いたしました。内容は国民保護制度の説明や東京都と区市町村が合同で図上訓練を行った際の報告をしていただきました。また警視庁による化学テロ、爆弾テロ災害の初動について講演をしていただきました。

4番に平成29年2月以降、北朝鮮は日本のEEZ内外へのミサイル発射が頻繁にありました。8月29日の早朝に北海道襟裳岬上空を通過したことでJアラートが12道県で伝達されました。東京都は対象地域ではありませんでしたが、市民からの問合せや情報収集に対応するというので、今後は東京都が対象地域でなくても、防災担当職員は参集することとしました。その後の9月15日の早朝にミサイルが東北地方方面に発射されたJアラートが伝達されたことから情報連絡体制確保のために防災担当職員4名が参集いたしました。

6番・8番・9番・10番・12番につきましては、全国瞬時警報システムの全国一斉自動放送試験の実施についてです。これは弾道ミサイル情報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星及び地上回線を用いて市町村防災行政無線等を自動起動させることにより、国から直接住民に対し緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。緊急時に確実に住民へ情報提供ができるように、毎年、全国の区市町村にて情報伝達訓練を実施しております。平成29年までは年1回の訓練でしたが、平成30年は年4回になり、11番にも記載してありますが、本日11時より訓練が行われる予定となっております。東大和市におきましては、平成29年度、平成30年度において、合計5回の訓練がありましたが、いずれも機器等の不具合なく放送に成功しております。

最後に11番につきましては、警視庁主催で実施されましたパートナーシップ事業者研修会に担当者が見学させていただきました。内容はテロ・ゲリラに使用される爆発物等についての燃焼実験の見学やパートナーシップでテロを許さない街づくりについて講義をいただきました。

東大和市の国民保護等に関する取り組みの報告は以上でございます

質疑応答

なし

(8) 講演「国民保護措置に関わる自衛隊の役割と取り組みについて」

国民保護措置に関わる自衛隊の役割等について、陸上自衛隊第1 後方支援連隊輸送隊長から、以下のとおり、30分程度のご講演をいただいた。

皆様ご知見豊富な方々の中で大変恐縮ではありますが、表題に関わる講演を拝命致しましたので若干お時間を頂いてお話を進めさせていただきます。

本日、お話をさせていただくのは記載の4項目でございます。まず陸上自衛隊の組織について説明を申し上げたいと思います。陸上自衛隊は5 個の方面隊という組織がございまして、東部方面隊という組織に私たちは属しており、その中でさらに北と南に区分され、北に12旅団という部隊が、南に第1師団という部隊があり、第1師団に隷属するのが私たち第1 後方支援連隊という部隊です。第1師団の中には他に戦車を操る部隊、ヘリコプターを操る部隊、トラックに乗って任務を遂行する部隊等、多々あるのですが、その中におきまして私たちが所属しておりますのは後方支援を担う部隊であります。

次に、国民保護の概要と自衛隊の権限についてご説明申し上げたいと思います。この図は国民保護の概要を示すものであります。皆様もご承知のとおり法律上の目的は国あるいは自治体の責務等を定め、体制を整備して措置を迅速かつ的確に実施するとなっております。その仕組みは国や自治体がそれぞれの役割を担い国民の避難や救援をしたり、あるいは被害の最少化に努めることとなっております。

次に、事態認定と行動の関係についてであります。どの事態におきましても共通して、法律上、国民保護を行う主体は国、あるいは自治体となっているのは皆様もご承知のところかと思えます。自衛隊はその中におきまして、あくまで主任務の支障のない範囲で国民保護を行うとなっております。また部隊、自衛官に対して与えられる命令によりまして、権限の範囲も変わって参ります。例えば国民保護等派遣を命じられた場合、あるいは防衛出動を命じられた場合、また治安出動を命じられた場合というように区分されているところであり、概ね大別しますと、国民保護を命じられる場合と、防衛出動や治安出動を命じられた場合に区分されますが、後者の権限の方がやや広くなっております。これは防衛出動あるいは治安出動と連動して行動しているためです。

それではここで想定される事態というものを見ていきたいと思えます。本格的な侵略事態が生じた場合につきましては、我々自衛官が行動する上の国民保護のための行動に最も制約が生起するものと考えております。ゲリラ・特殊作戦部隊の攻撃という場合においては、攻撃の排除等と並行し、国民の避難に加えて救難や救援、あるいは災害対処などに任ずるとされ、また弾道ミサイルあるいは航空攻撃といった場合におきましては、NBC攻撃ということも想定し、先程の住民の避難や救援の他に、救援の支援までを含めて実施することになります。なお、このNBCにつきましては、Nはnuclearで核兵器による攻撃、Bはbiologicalで生物兵器による攻撃、Cはchemicalで化学兵器による攻撃を表したものであります。特に化学兵器による攻撃を

想定しますと、国民の避難や救援に加えまして、汚染の地域の特定や汚染した人に対する、あるいは地域に対する除染、若しくは負傷者の搬送といったことも可能な範囲で担うことになると考えています。

続きまして、災害対処の細部となります。これも一例になりますが、航空機を用いての情報収集や衛生要員による専門の処置、あるいは国民の避難に加えて危険物を特定し、これを除去するといったことに任ずるほか、NBC攻撃における汚染への対応では、専門者による人命救助、あるいは除染も想定しているところであります。

次に、住民の避難措置についてです。避難誘導のための警告や指示の付与のほか、危険な場所からの退去や指示、あるいは車両の除去等が付加されるところではありますが、これもあくまで市長からの要請があり、誘導の必要があると認められた時に限って行う、とされており。また、避難住民の誘導につきまして、自治体と連携して実施をするということとはもとより、そうした避難や救援のために輸送力や運送力が事欠く時において、自衛隊が持つ車両やヘリコプターをもってそれに任ずる、というところも想定しています。また、NBCにおいては先程のとおりではありますが、被害極限のために市に必要な助言をさせて頂くこととなります。ここは危険な地域なので安全な地域はここです、といったことも自治体と連携、協力しながら市の指定に基づき助言し、そこへ誘致する指示をさせて頂き、というところも想定しています。また、その他としまして、ゲリラ工作員等の識別につきまして、集合点というものを設定しまして、避難・誘致すべき市民・国民を確認のうえ、安全な経路を選定して避難先まで誘導する、といったところも考えています。

続きまして、危険な事態の発生防止のため、危険な場所への立ち入りの権限が付与されることとなっております。また、避難住民が大量に発生した場合また、自治体で対処できない場合において、私たちが想定しておりますことは、炊き出しや飲料水の供給、寝泊りをしていただくために必要なテントの提供、あるいは国や自治体から差し出される救援物資等を緊急に搬送する、といったところです。

次に、避難住民の救援に関して、自衛隊にも衛生や化学の専門者が存在しており、そうした専門者によって対処することができます。また、特殊標章について、先程市長からのご説明や担当の方からのご説明により市の国民保護計画の中に表示されているのを確認しました。この場で説明する余地はないように思いますが、少し補足しますならば、我々自衛官は特殊標章の使用者として法律上明記されておりませんことを付言させて頂きたいと思っております。

次に、自衛隊が行う応急復旧についてです。まずは防衛省の中で所管する施設や設備に関して行う応急復旧はもとより、都道府県知事等からの要請に基づく応急復旧も権限として付与される、というものです。その中において瓦礫の除去、道路や滑走路の補修や啓開ということも想定しております。

次に、第1師団の国民保護訓練の参加状況につきまして説明させて頂きたいと思っております。1都6県に関して過去5年間の参加を集計したのですが、総じて申しますと、過去の実績としてはNBCの内のCである化学攻撃

に対処する旨の訓練を1都6県で共通して行っているところでもあります。また、特殊なところでは化学のほかとして、爆破テロに対する対処の訓練も実施しております。私たちが所属する後方支援連隊では持ちえないデータでも他の部署・部隊にそれを確認することによって情報共有し、今後東大和市で計画される訓練について、寄与できるものがあれば連絡、調整をしながら情報提供をさせて頂き、その企画や立案のお役に立てればと思っております。説明をさせていただく内容については以上になりますが、ご質問等はございますか。

質疑応答

Q：4ページの上段の右側に、国民保護の必要性について、沖縄戦を例に書いてございますが、ここでは戦争を想定した事前の避難、それから発生後の避難と分けて書いてございます。今回の国民保護法に関して言えば、有事前の避難、有事後の避難の全て含まれているかとはおもいますが、そういった認識でよろしいでしょうか。

A：はい、そのとおりです。そうした認識でおります。

Q：現代において有事の際は非常にスピーディーな侵攻になると思うのですが、その際に私たちが初動に何をすべきか、そして次に何をすべきか、特に初動に関しては念頭において動いていかなければならないと考えております。その際保護計画の中でどのあたりを頭にいれておけばよいか、どの部分をガイドラインとして考えていけばよいか、を教えていただければと思います。自衛隊の方へ聞く内容ではないかもしれませんが、事務局で回答があれば教えていただきたいと思っております。

A：皆様にお配りしました国民保護計画の中で基本的に有事の際には、HP等でもお知らせしておりますが、避難行動を最優先にさせていただいて、市としましては対策本部を設置しますので、対策本部の中で必要な対応を進めていく中でまず避難という形で皆様の方に周知をして、動いてもらうようになると思っております。その過程で、例えば医療機関の方々をお願いする場合についてもあるかとは思いますが、まずは避難という形で動いてもらうという認識をしていただきたいと思っております。

Q：大変貴重な講演ありがとうございました。国民保護とは少し違うかもしれませんが、これまで方面隊という言葉は様々な場面、ニュースなどで伺っていたのですが、陸上総隊という言葉は聞いたことがなかったのでその役割等をご説明いただきたいと思っております。

A：1年前に誕生した組織でありまして、先程申しました5つの方面隊のそれぞれが何かのオペレーションに任じようとする時、1つの方面隊で任務をあたえる場合を除き、複数の方面隊をもって任務にあたろうとする場合に陸上総隊が司令部となって活動し、そのオペレーションの指揮を行うというものであります。従って、大規模な震災等が生じた時等、複数の方面隊を運用しなければならない場合に活躍する組織だと思っております。

(9) 講演感想

副市長の小島でございます。

本日は、大変お忙しい中、隊長の渡邊様から貴重なご講演を賜り誠にありがとうございました。

国民保護措置における自衛隊の役割等ということでございましたが、戦後74年を迎えているということで平和が当たり前だと思っている私たちにとっては心してかかればならないという意味で非常に参考になるお話だったと思います。市長を始め、参加させていただいた職員、この会議にご出席いただきました皆様にとりましても大変参考になるお話だったと思います。本当にありがとうございます。

市におきましても、やはり住民福祉の向上が究極の目的でございますので、市民の皆様生命・財産を守るのが最重要施策でございます。そうした意味で武力攻撃は常日頃想定していかないわけではあります。いざ何か起きた時には連絡調整を十分にとらせていただいて、市民の生命を守って生きたいと考えております。自衛隊の皆様は日頃、一番私たちにとって印象が深いのは大雨が降ったり、大雪が降ったり、国民が困った時に困難な場面でご活躍をされているというところで、私たちには力強く思っております。有事が起きないために様々なことをやっていかなければならないわけですが、備えあれば憂いなしでございますので、油断することなく、市も情報をもらいながら共に準備を進めていきたいと考えております。

結びに、日頃市の総合防災訓練等でも自衛隊の皆様には一緒に参加をしていただいて、意思疎通を図らせていただいておりますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。今後とも引き続きのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの感想ということで本日は本当にありがとうございました。

(10) 閉会

尾崎市長（会長）から、議題がすべて終了した旨の説明があり、最後に委員の皆様から意見等を募った。特に意見等なかったため、閉会となった。

(会議終了時間午前11時00分)